プロジェクト　**収益認識**

項目　**専門委員会で聞かれた意見**

概要

1. 本資料は、第 60 回専門委員会（11 月 4 日開催）で聞かれた主な意見を要約している。

第 60 回専門委員会で聞かれた主な意見

（「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見募集（案）」について）

収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行うこと及びIFRS第 15 号を踏まえて基準開発を行うことに関する意見

(1) 質問 1 で、包括的な会計基準を開発することが、高品質化や有用性の向上につながる旨を記載したうえで、IFRS 第 15 号を踏まえた基準開発について記載しているが、前者の記載を前提と考えているのであれば、質問の形にすべきではなく、コンバージェンスに関する質問と分けたほうがよい。

(2) 質問 1 では包括的な会計基準の開発が高品質化につながるとしたうえで、「IFRS 第 15 号を踏まえた基準開発」と記載しているため、包括的な会計基準を開発することに対する意見と、IFRS 第 15 号を踏まえることに対する意見が混在して回答されるおそれがある。質問 4 では「IFRS 第 15 号の内容を出発点」とすることについて質問しているため、その点は質問 1 から質問 4 に移動してはどうか。

(3) 質問 1 では IFRS 第 15 号を踏まえて基準開発に向けた検討を行っている旨の記載があるが、まず収益認識基準の開発が必要かどうかを問う方がより意見募集案の記載の流れと整合するのではないか。

(4) 質問 4 は日本基準を開発するうえで「IFRS 第 15 号を踏まえる」ことについて質問していると理解しており、そうであれば、質問 1 の次に記載する方が、意見募集の記載の流れと整合するのではないか。

対象となる会社、連単の取扱い等に関する意見

(5) 今回の基準開発の対象となる企業を明確にし、その点を記載すべきではないか。

(6) 単体財務諸表に IFRS 第 15 号を適用する場合、連結財務諸表への影響よりも大

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

きな影響が予想される。

(7) 企業会計原則との関係を整理する時期に来ているのではないか。

<u>その他記載に関する意見</u>

(8) 重要性に関する考えを質問項目に加えてはどうか。

(9) 対象を売上高と考えるのであれば、固定資産売却などは範囲に含まれないことを明確にしてはどうか。

(10) 開示の拡充が財務諸表利用者のニーズに応えている旨の記載があるが、一概には言えないのではないか。また、IFRS 第 15 号の開示については議論が消化不良のまま最終化に至ったと考えており、開示に関しては作成者側も様々な意見があり、議論が必要と考えている。

(11) 平成 30 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用が可能となることを当面の目標とすると、スケジュール的に公開草案の公表前に一般に意見を求めることは難しいのではないか。

(12) 適用上の論点の識別を明確にすべきで、例えば、基準間の相違による論点、IFRS 第 15 号の解釈による論点、我が国固有の取引慣行をあてはめた場合に生じる論点等に分けられるのではないか。

(13) IFRS と米国会計基準が文言レベルで概ね同一としているが、両審議会における最近の修正提案により、一部文言レベルで同一と言えないため、表現はこのままでよいか。

（IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題について）

(14) コストと便益に関する記載が不足しているのではないか。また、重要性の適用に関する記載をすべきではないか。

(15) 回答者の理解のために数値例を用いてはどうか。

(16) 具体的事例について意見募集において含めるかどうかについて慎重にすべきと考える。

(17) 具体的事例の影響の記載について、影響がある場合のことだけが記載されている箇所があり、中立的な記載になっておらず、誤解を受ける懸念がある。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。